

# 議第 25 号 呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気設備等基準省令」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

## 2 改正の理由

電気自動車等を充電するための急速充電設備は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、対象火気設備等（火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であつて総務省令で定めるもの）の一つとして、対象火気設備等の位置、構造、管理等に関する条例を制定する際の基準である対象火気設備等基準省令に規定されています。

改正前の対象火気設備等基準省令においては、全出力 50 キロワットを超える急速充電設備は、「変電設備」に該当し、規制の対象となっていました。変電設備としての規制には、電気自動車等の充電を行うことが想定されておらず、係員以外の者をみだりに出入りさせない旨の規制が設けられるなど、一般の利用者が利用するに当たり不都合が生じていました。

今後、電気自動車の普及が加速し、搭載される電池の大容量化に伴う高出力の急速充電設備の普及が更に加速することが予想されることから、国は対象火気設備等基準省令の一部を改正し、急速充電設備の全出力の上限を 200 キロワットまで拡大するとともに、急速充電設備に係る火災予防上必要な措置の基準について所要の規定の整備をしました。当該一部改正により、呉市火災予防条例（昭和 37 年呉市条例第 19 号）について一部改正をする必要が生じたものです。

## 3 改正の内容

- (1) 急速充電設備の全出力の上限を 50 キロワットから 200 キロワットまで拡大します。
- (2) 急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関し火災予防上必要な措置の基準についての規定を整備します。
- (3) 全出力 50 キロワットを超える急速充電設備を設置する際には、あらかじめ消防長又は消防署長への届出を要することとします。
- (4) 上記規定の整備に伴う用語の定義、条項の移動その他所要の整備をします。

## 4 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日